

環 評 審 第 4 4 号
平成 1 8 年 9 月 2 6 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県環境影響評価審査会
会 長 津 嘉 山 正 光

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る
環境影響評価準備書の審査について（答申）

平成 1 8 年 5 月 2 日付け沖縄県諮問文第 1 号で諮問のあったみだしのことについて、別添のとおり答申します。

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る
環境影響評価準備書について 答申

【全体的事項】

- 1 土地改良を含む農業農村整備事業の実施にあたっては、食料・農業・農村基本法の制定及び土地改良法の改正により、環境との調和への配慮が事業実施の基本原則となったことから、可能な限り農村の二次的自然や景観等への負荷を回避又は低減するための措置を講じることが必要であり、更には、これまで失われてきた環境の回復や、良好な環境の創造という視点も必要である。以上の観点から、本事業における環境との調和及び環境保全対策に関して、以下の事項を具体的に記載させること。
 - (1) 本事業を計画するに至った検討経緯及び検討結果
 - (2) 本事業計画において環境との調和に配慮した事項
 - (3) 環境保全対策として準備書に記載されている「環境の保全及び創出に向けての基本方針」における環境との調和に配慮した事項

- 2 本事業計画においては、本手続きにおける環境の保全の見地からの意見、宮古島市農業農村整備事業環境情報協議会の検討結果、並びに今後の社会情勢、土地所有者及び地元自治会の意向等を用地の設計や農業形態等に反映させること。

- 3 緑化計画について
防風林及びグリーンベルトに植栽する植物については、対象事業実施区域の環境条件等を考慮して、選定した理由を具体的に記載させること。

- 4 防災計画について
工事中の赤土等流出防止対策については、図面等を用いて工区毎の具体的な対策を記載させること。

- 5 雨水排水計画について
 - (1) 対象事業実施区域における降雨時の表流水の流れ及び透水性の低い地域やドリーネについて把握させるとともに、その内容及び具体的な位置を記載させること。
 - (2) 対象事業実施区域に透水性の低い地域が存在すること、天地返しによる透水性低下の可能性及び土壌流出に対する安全性を考慮して、流出係数を設定させるとともに、その根拠を具体的に記載させること。
 - (3) 浸透池については、土砂の堆積による容量の減少及び目詰まりによる透水性の低下が考えられることから、設置後の維持管理について具体的に記載させること。

- 6 事業採択後の初年度に予定されている測量設計業務の内容について、具体的に記載させること。

【大気環境関係】

- 7 大気質の一般粉じんについては、浮遊粒子状物質と同じ手法で予測・評価が行われていることから、降下ばいじん量として予測・評価させること。
- 8 建設作業騒音の予測結果については、大福牧場事務所（予測地点 St.1）及び西原地区住宅地（予測地点 St.2）で環境基準相当値を超過していることから、必要な環境保全措置を実施させること。

【水環境関係】

- 9 赤土等による水の濁り及び底質について
 - （1）海域の浮遊物質及び透視度の調査結果については、降雨時よりも平常時の方が高い値を示していること、また、調査の前日に大雨が降っていることから、降雨による水の濁りの影響を的確に捉えていない可能性も考えられる。このことから、対象事業実施区域における降雨時から海域の水の濁りの影響が最大となるまでの時間を考慮して、調査結果の妥当性を記載させること。
 - （2）赤土等による水の濁りの影響については、濁水がドリーネに流れ込み地下空洞を通じて海域へ流出する可能性も考慮して予測・評価させること。また、工事中、石灰岩中に地下空洞が確認された場合も、濁水が地下空洞を通じて海域へ流出する恐れがあることから、現時点で想定される環境保全対策について、図面等を用いて具体的に記載させること。
 - （3）大浦湾奥（調査地点 C）における海域の底質調査結果は、粘土及びシルトの割合が大きく、底質中懸濁物質含量測定値がランク 8 であることから、大浦湾奥（調査地点 C）に堆積している土砂の由来について明らかにさせること。なお、陸域からの土砂流出の可能性がある場合には、適切な環境保全措置を講じさせること。
- 10 地下水について
 - （1）事業の実施による地下水への影響、並びに地下水の流末と考えられるヒダ川及びユスヌカーへの影響については、大規模な土地の形状の変更に伴い地下浸透の状況が変化することを考慮して予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。
 - （2）事業の実施による地下水及び湧水への影響の予測にあたっては、これまでに実施された他のほ場整備事業等の事例を参考にさせること。
 - （3）前述 9 及び 10(1)、(2)を考慮して、環境影響評価方法書に示した「数値シミュレーション解析による方法等」を行わなかった理由を具体的に記載させること。

【自然環境関係】

- 11 動植物の貴重種については最新の知見「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物〔動物編〕」等に基づき、調査結果を整理・解析させるとともに、新たに貴重な種として位置づけられた種についても予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。

- 1 2 当該準備書に掲載されている現存植生図については、現況及び航空写真との不整合箇所があることから、再調査を実施させるとともに、現況を把握することができる適正な現存植生図を作成させること。
- 1 3 対象事業実施区域の樹林地及び植物群落については、植生自然度について整理させるとともに、植生自然度の高い場所及び宮古島の特徴的な植生が残された在来の残存二次林は、保全させること。なお、樹林地等の保全にあたっては、対象事業実施区域と樹林地等の境界を明らかにさせるとともに、周辺環境の状況を考慮して現況に近い形で保全させること。
- 1 4 事業の実施による植物群落への影響については、群落ごとの改変面積及び改変率を用いて予測・評価させること。
- 1 5 ハリツルマサキ及びオキナワソケイの移植にあたっては、専門家等の指導・助言を受けさせるとともに、移植方法、移植場所等について具体的に記載させること。
- 1 6 ハリツルマサキ及びオキナワソケイ以外の移植可能な樹木についても、可能な限り防風林又は敷地境界の樹木等として利用することを検討させること。
- 1 7 は虫類・両生類については、水環境に依存する種が多いことや夜行性等の生態的特性を考慮して、調査場所、調査時期、調査時間帯等を設定し、四季調査を実施させること。また、主な生息環境を明らかにした上で、生息環境の改変の程度及び事業の実施による影響について予測・評価させること。
- 1 8 昆虫類の調査手法については、冬季にライトトラップ調査及びピットフォールトラップ調査を行わなかった理由を記載させること。
- 1 9 海域生物への影響の予測結果については、事業の実施による生息環境への直接的影響はないとしているが、前述 9、10 の検討結果及び予測結果を踏まえ、海域生物への影響の可能性がある場合は、再度、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。
- 2 0 陸域生物及び陸域生態系の予測・評価にあたっては、陸域生物の生態的特性及び生息・生育環境等を踏まえた上で予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。
- 2 1 対象事業実施区域に存在する石積み排水路等の水辺空間については、水源かん養機能及び生態系の機能について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。

【人と自然との触れ合いの場関係】

- 2 2 眺望景観における景観資源の基礎的要素については、宮古島の農村景観、郷土景観の特性及び西原地区の景観概況について把握させるとともに、これまでの土地改良事業による農村景観等の変遷についても記載させること。

- 2 3 眺望景観における景観資源については、郷土性及び減少性の観点を追加して再度抽出させ、予測・評価させること。
- 2 4 困繞景観の景観区については、標高や傾斜区分といった地形的要素、植生区分等の地被的要素、現地踏査による目視観察結果等の情報を考慮した上で、より詳細に区分させるとともに、認識項目として減少性を追加し、各景観区における普遍価値及び固有価値について具体的に把握させること。また、その結果を踏まえた上で、各景観区における改変面積や改変率、状態の変化及び状態の変化による価値の変化について予測・評価させること。
- 2 5 石積み排水路、ヒダ川、ユスヌカー等については、「文化財保護法」等に基づく指定又は登録はされていないが文化財に準ずるものと考えられることから、これらの歴史的・文化的価値について把握させるとともに、事業の実施による影響について予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を講じさせること。
- 2 6 御嶽、拝所及び墓地については、利用者のアクセスルートを明らかにした上で、事業の実施によるアクセス特性の変化について予測・評価させること。

【環境への負荷関係】

- 2 7 事業の実施により発生する伐採木については廃棄物の減量化及び再資源化を図る観点から、可能な限りマルチング材等としてリサイクルすることを検討させるとともに、発生量、有効利用量、処分量及び処理方法について具体的に記載させること。

【事後調査関係】

- 2 8 事後調査の手法、調査時期、調査期間等については、その具体的な内容を記載させること。
- 2 9 赤土等の流出による海域への影響については、定性的な予測で不確実性を伴うことから、事後調査項目として海域における赤土等による水の濁り及び底質中懸濁物質含量を追加させること。
- 3 0 地下水の事後調査について
- (1) 事業の実施による影響を適切に把握させるため、環境影響評価時と事後調査時の調査地点は、同一地点とさせること。また、事後調査項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を追加させること。
 - (2) 地下水の流末と考えられるヒダ川及びユスヌカーについても事後調査地点として設定させること。なお、ヒダ川については、事後調査結果との比較を行うため、環境影響評価書作成前に地下水の水質調査を実施させ、その結果を記載させること。